

船橋市デジタルサイネージ用 PR 映像制作業務に関するプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

船橋市では、JR 船橋駅南口前の歩道橋に設置したデジタルサイネージ（縦型）をはじめ、船橋市インフォメーションセンターのデジタルサイネージ（縦型）、「ビビット南船橋」店内のデジタルサイネージ（横型）、船橋市役所及び船橋駅前総合窓口センターの「庁内モニター」（横型）を活用し、15～30 秒程度の短時間で見られる市の PR 映像を放送し、市の魅力を発信している。

特に JR 船橋駅南口の歩道橋に設置したデジタルサイネージは、1 日平均乗車人員が約 13 万 5 千人に及ぶ JR 船橋駅に至近であり、多くの人が行き交い、「見る」「食べる」「遊ぶ」などの市の魅力を PR するには絶好の環境にある。同デジタルサイネージでは現在、平成 28 年度に船橋市広報課が制作した縦型の PR 映像を放送しており、今後も放送予定である。

しかしながら、当該映像の制作後、船橋市には新たに魅力的な新施設が誕生しているため、それらについて訴求するものをはじめとして新たな PR 映像を制作し、既存のものと併せて放送することにより、より効果的に同デジタルサイネージを活用した市の魅力発信を行うことができる。このことから、船橋市デジタルサイネージ用 PR 映像制作業務を実施する。

2. 業務名 船橋市デジタルサイネージ用 PR 映像制作業務

- (1) 業務場所 市指定場所
- (2) 業務内容 別紙「船橋市デジタルサイネージ用 PR 映像制作業務委託仕様書」による
- (3) 業務履行期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日までとする

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務を効果的に遂行するにあたっては、デジタルサイネージの特性を生かし、市の魅力を短時間で視聴者に伝えられる撮影・制作・編集力が最も重要である。価格のみの競争では、本業務の目的に沿った映像を制作する受託候補者を特定できないと判断されるため、プロポーザル方式により専門性及び業務実績等を総合的に評価した上で、本業務に最も適した受託候補者を特定したい。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

- (1) プロポーザル方式 公募型
- (2) 公募型プロポーザルとする理由
実績のある事業者から、広く提案を募ることができるため。

5. 事業スケジュール

受託候補者特定の手続きは以下のとおりとする。ただし、各事項の実施日については、決裁権者及び評価委員の都合により適宜調整を行うものとする。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) プロポーザル公示 | 平成 30 年 7 月 10 日 (火) |
| (2) 質問票提出期限 | 平成 30 年 7 月 18 日 (水) |
| (3) 質問に対する本市回答 | 平成 30 年 7 月 20 日 (金) |
| (4) 参加申込書等提出期限 | 平成 30 年 7 月 24 日 (火) |
| (5) 参加番号等決定通知 | 平成 30 年 7 月 26 日 (木) |
| (6) 審査資料提出期限 | 平成 30 年 8 月 7 日 (火) |
| (7) プレゼンテーション審査 | 平成 30 年 8 月 10 日 (金) |
| (8) 審査結果公表 | 平成 30 年 8 月 14 日 (火) |

※ただし、上記スケジュールについては、本市の事務上の都合により変更できるものとする。

6. プロポーザル参加資格・参加申込方法等

本プロポーザルに参加資格を有する者は、以下の全ての要件を満たす者とする。ただし、参加資格を有することを証する書類に虚偽等があった場合は、直ちにその資格を失うものとする。

(1) 参加要件

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- ②本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ③参加申込から受託候補者の特定までの間に船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④自治体等から類似業務の受託実績があること。

(2) 参加申込書等の提出

本件への参加にあたり、下記のとおり申込書等を平成 30 年 7 月 24 日 (火) 午後 5 時までに事務局へ持参すること。

- ①様式 1 号「参加申込書」(指定様式) 1 部
必要事項を記載の上、代表者印又は年間代理人の印を押印すること。
- ②企業の概要が確認できる書類 (任意様式、パンフレット可) 6 部
- ③自治体や企業等から受託し制作したデジタルサイネージ用のプロモーション映像等 (15 秒程度の作品 3 点までとし、DVD により提出。再編集したものでも可) 1 枚

(3) 参加申込の承認について

参加申込書の受領後、参加資格を満たしているかを事務局が確認し、平成 30 年 7 月 26 日 (木) に、各業者の参加資格の有無を、参加申込書に記載された住所宛てに発送する。(参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに、電子データを別途送付する)

7. 提案限度額

提案限度額は 500,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) とする。今回の映像制作にか

かわる全ての費用は、限度額以内で賄うこと。

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

8. 評価方法及び評価基準

プレゼンテーション審査による。

評価委員別に事業者毎の採点結果（評価点）に順位を付し、その順位に応じた点数（順位点）をつける。各評価委員の順位点の合計が最も多い者を受託候補者として特定する。

なお、順位点は、1位:10点、2位:8点、3位:6点、4位:4点、5位:2点、6位以下は0点とする。

船橋市デジタルサイネージ用 PR 映像制作業務委託プロポーザル プレゼンテーション審査 評価項目及び評価基準

評価対象		項目	配点	評価及び得点
1	撮影・制作・編集力	撮影コンテンツの魅力がストレートに伝わるか 限られた秒数で魅力を伝えられる編集力があるか	20	評価委員（5名）が項目毎に、「非常に良い」「良い」「普通」「やや劣る」「劣る」の5段階で各自評価し、以下の通り点数をつける。 【評価項目1】 「非常に良い」20点、「良い」16点、「普通」12点、「やや劣る」8点、「劣る」4点 【評価項目2及び3】 「非常に良い」10点、「良い」8点、「普通」6点、「やや劣る」4点、「劣る」2点 【評価項目4】 「非常に良い」5点、「良い」4点、「普通」3点、「やや劣る」2点、「劣る」1点 【評価項目5】 「非常に良い」15点、「良い」12点、「普通」9点、「やや劣る」6点、「劣る」3点 以上の評価点数の合計（評価点）に順位点を付する。
2	業務遂行力	業務進行管理は万全か 撮影場所・スケジュール等、市の要望に柔軟に対応できるか	10	
3	価格競争力	要する費用と比べて十分な制作本数、撮影日数、撮影方法等が確保されるか	10	
4	過去の実績	過去に同種類似業務の十分な受託実績があるか	5	
5	付帯提案	仕様以外の独創的な提案はあるか	15	
合計			60	

順位点が同点の場合は、1位の獲得数が多い者を上位とし、1位の獲得数が同点の場合は、順に2位、3位の獲得数が多い者から上位とする。なお、順位獲得数がすべて同じ場合は、評価委員会の評価点（全評価委員の合計）が多い者を上位とする。これにおいても複数の同点者が生じた場合は、くじ引きの上、決定する。

また、評価委員会の評価点（全評価委員の合計）が、配点の 6 割を満たす応募者がいなかった場合は再度公募を実施する。

9. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 質問票（様式 3 号）を電子メールに添付し事務局あてに送付すること。

メール：miryoku@city.funabashi.lg.jp

※送信した際は、事務局（047-436-2792）に電話し到着確認をすること

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は受付けない

②受付期限 平成 30 年 7 月 18 日（水）午後 5 時

(2) 質問への回答

①回答方法 寄せられた質問一式（質問者名は伏せる）とそれらへの回答を、市ホームページに掲載する。

②回答日時 平成 30 年 7 月 20 日（金）午後 5 時

10. 審査資料の提出

(1) 提出期限（予定）

平成 30 年 8 月 7 日（火）午後 5 時まで

(2) 提出場所（予定）

船橋市役所 3 階 広報課

(3) 提出書類等

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

①企画書（企画書の内容は（4）の記載内容を参照）

正本 1 部 副本 5 部

②PR 映像サンプル

15 秒の映像を 1 本制作し、DVD にて提出すること。内容は、「1. 業務の目的」及び別紙「船橋市デジタルサイネージ用 PR 映像制作業務委託仕様書」を踏まえ、JR 船橋駅周辺に設置した縦型のデジタルサイネージで放送することを想定した、「船橋市の魅力を PR する CM」とすること。

※事業者名は、企画書正本の表紙にのみ記し、その他は本文中も含め一切表記しないこと。

(4) 企画書の記載内容

・A4 版（縦横は自由）、両面印刷で作成すること。ただし、説明資料等で A3 版が必要な場合は、折り込むことも可とする。

・表紙に「船橋市デジタルサイネージ用 PR 映像制作業務企画書」と記載すること。

- ・表紙右上に参加番号（平成 30 年 7 月 26 日付で通知）を四角囲みで大きく記載すること。
 - ・仕様書及び「8. 評価方法及び評価基準」の内容をふまえ、下表の章番号・項目に従って作成すること。必要に応じて枝番号を付すことも可とする。
- なお、提出した書類の訂正・差し替えは認めない。また、提出された書類は返却しない。

章	項目	内容
1	撮影・制作・編集力	良質な映像を制作し、効率的に訴求するための企画案等
2	業務遂行力	制作スケジュールや校正回数、管理体制（人員）等
3	価格競争力	制作本数、撮影日数等
4	過去の実績	過去に受託した同種類似業務を中心とする実績
5	付帯提案	その他本業務に関する提案
6	見積書	詳細項目を記した見積書（自由様式）

11. プレゼンテーション

提出した企画書と PR 映像サンプルをもとにプレゼンテーションを行うこと

プレゼンテーション概要

- (1) 実施日 平成 30 年 8 月 10 日（金） 時間については調整後通知
- (2) 出席者 1 事業者 2 名以内とする。
- (3) 実施時間 1 事業者 30 分以内とする。（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度を予定している。なお、セッティング・撤去にかかわる時間を含む）
- (4) 実施者 本業務を受託した際に担当する予定の者が行うこと。
- (5) 貸出物品 机・椅子・電源・プロジェクター・PC とする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

12. 審査結果

市ウェブサイト上で公表するほか、受託候補者を特定した場合、受託候補者には、採用通知書、それ以外の者には不採用通知書を送付する。

13. 結果の公表日及び公表事項

- (1) 審査結果公表日 平成 30 年 8 月 14 日 (火) ※予定
- (2) 公表事項 応募者数と受託候補者名

14. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

15. プロポーザルの辞退

プロポーザル参加申込書（様式 1 号）の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、プロポーザル辞退届（様式 2 号）をプレゼンテーション実施日の 7 日前までに提出すること。

16. その他留意事項

- (1) 本件プロポーザルに要する費用については、すべて業者負担とする。
- (2) 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 特段の事情により受託候補者と締結できなかつたときは審査において次点であった者（全評価委員の評価点の平均が 6 割以上の者に限る）を新たに受託候補者とし、打ち合わせを行った後に随意契約により契約を締結する。
- (4) 参加業者が 1 者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。

17. 事務局

(1) 名称

船橋市 市長公室 広報課

担当者 ふなばし魅力発信係 藤巻/森

(2) 所在地

〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25

(3) 連絡先

電話番号 047-436-2792

F A X 番号 047-436-2769

メール miryoku@city.funabashi.lg.jp

附則

(施行日)

この要領は、平成 30 年 7 月 6 日から施行する。

(失効日)

この要領は、平成 31 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。